

令和7年度 新嵐山スカイパークの再生に向けた取組について

1 メムロスキー場の利活用について

(1) メムロスキー場の利活用に関する要望について

ア 受理日

令和7年6月5日(木)

イ 要望者

十勝スキー連盟教育部及びめむろスキースクール

ウ 内容

これまで SAJ(全日本スキー連盟)の公認コースを設置してきた十勝管内のスキー場が令和6年(2024年)シーズンをもってコースの設置を終了することになり、このままでは令和7年(2025年)シーズンからジュニアや大人のスキーヤーが十勝管内で一部の検定が受けられなくなるため、メムロスキー場(Bコース)を検定のために利用したい。

なお、管内の他のスキー場は、検定に必要なコース延長が確保できない、合宿等を受け入れておりシーズン中の一部の期間しか受入れができない、人工降雪機がない、スクールでの対応ができない、など条件が合わず、十勝管内ではメムロスキー場がシーズン中に安定してコースが設置できるスキー場である。検定が可能になれば、町民だけでなく、十勝管内や道東からも多くのスキーヤーが訪れ、ジュニア世代の育成や大人も含めたスキーヤーの技術向上につながり、メムロスキー場の利用促進にもなるため、メムロスキー場での受入れを要望するもの。

エ 町の対応

メムロスキー場は町民の皆さんのスポーツの場、子どもたちの教育の場として、令和6年度及び令和7年度はプレオープンの位置付けで再オープンし、リフトの計画的な修繕等も行い、令和8年度の本格的なオープンに向けて進めている。

また、十勝管内のスキー場やスキーヤーにとっては、メムロスキー場は十勝のスキー場の中心的位置付けであり、町民を含む子どもから大人まで多くのスキーヤーがスキーを楽しみ、技術を向上する場として利用されている。

今回の要望については、多くのスキーヤーの皆さんがスキーを楽しみ、スキーの技術を磨く場としての利活用の要望であるとともに、十勝管内においては条件も含めてメムロスキー場が受入可能と考えられ、十勝管内のスキー場の位置付けやジュニアから大人までスキーヤーの育成、メムロスキー場の利用促進にもつながるため対応する。

ただし、コース造成については、これまでどおり、Aコース及びCコースの造成を優先し、降雪状況もみながらBコースの造成を行うこととする。

なお、メムロスキー場の運營業務の受託者とは、要望を受けた後にただちに協議を行い、受入れについて共有している。